

平成 30 年 第 8 回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成 30 年第 8 回農業委員会総会会議録

召集年月日	平成 30 年 8 月 17 日 (金)					
召集の場所	志布志市松山支所 2 階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	平成 30 年 8 月 17 日 午前 9 時 00 分				
	閉会	平成 30 年 8 月 17 日 午前 10 時 15 分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	道山 幸治	○	11	萩迫 修作	○
	2	矢野 博	○	12	山迫 洋一	○
	3	井久保 久男	○	13	吉野 寅三	○
	4	山下 昭一	○	14	坂元 正人	○
	5	立山 富士雄	○	15	福岡 裕幸	○
	6	神宮司 順子	○	16	立迫 眞由美	○
	7	吉國 敏郎	○	17	長岡 耕二	○
	8	永屋 哲郎	○	18	坂中 則雄	○
	9	宮脇 勇	○	19	上野 克比古	○
	10	宮脇 茂樹	○	20	隈元 健二	○
会議録署名委員	席番 11 番	萩迫 修作		席番 12 番	山迫 洋一	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	福岡		次長兼農地係長	高迫	
	主幹兼係長	新村		主任主査	永野	
	主任主査	中尾		主任主査	圖師	
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	谷宮誠實	○	9	小園義行	
2	樽野利秋		10	坪山博志	
3	白坂正治		11	池袋良子	
4	諏訪光一		12	永田勇人	
5	池添昭一		13	脇田祐二	
6	熊野廉太郎		14	橋口美一	
7	原田純一		15	中之内瑞穂	
8	田尾昭三		16	大原雅隆	

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 67 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 68 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 69 号 非農地証明願の承認について 議案第 70 号 非農地証明願に伴う対象農地の承認について 議案第 71 号 農用地利用集積計画決定について 議案第 72 号 農業経営基盤強化法に基づくあっせん委員の指名について</p>
-----------------------	--

議長	山下	<p>ただいまから、平成 30 年第 8 回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番 11 番、萩迫委員と、席番 12 番、山迫委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第 3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、坂元委員の報告をお願いいたします。</p> <p>2 件、一緒をお願いします。</p>
委員	坂元	<p>まず 1 件目ですが、あっせんが成立しましたので報告いたします。</p> <p>議案書は 4 ページ 29 番になります。あっせんの農地は新橋下迫 2547 番 2 畑 1,363 m²で、譲受人は松山町新橋〇〇番地の〇〇さんです。あっせん成立は 8 月 8 日であっせん委員は私と脇田委員でした。価格は総額 20 万円で成立いたしました。</p> <p>次に、〇〇さんの分ですが、本人よりあっせん取り下げの願いがありましたのであっせん活動を休止いたしました。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>ただ今、坂元委員から、〇〇さんの土地についてあっせん打ち切りの報告がありましたが、報告どおり、打ち切りとすることに、ご異議ありませんか</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしということですので、打ち切りといたします。</p> <p>次に、山迫委員の報告をお願いいたします。</p> <p>2 件一緒をお願いします。</p>
委員	山迫	<p>先月の総会であっせん依頼がありました〇〇さんと〇〇さんの分についてあっせんが成立しましたので報告いたします。</p> <p>議案書は 4 ページの番号 30 と 31 番になります。</p>

		<p>二つとも譲受者は、志布志町安楽〇〇番地〇の〇〇さんです。</p> <p>あっせん農地は、番号 30 は田之浦字山久保 2903 番 12 畑 1,000 m²であっせん価格は 20 万円で 7 月 25 日に成立いたしました。</p> <p>番号 31 番は田之浦字山久保 2901 番 1、2901 番 5、2902 番、2903 番、2903 番 6、2903 番 7、2904 番、2905 番で地目は畑、合計 18,513 m²です。</p> <p>〇〇さんは、きゅうりを栽培されております。あっせん価格は 410 万円で 7 月 25 日に成立いたしました。あっせん委員は私と橋口委員でした。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、立迫委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	立迫	<p>あっせんが成立いたしましたので報告させていただきます。</p> <p>4 ページ番号 32 番で、〇〇さんの分ですが、譲受者は、志布志市有明町野神〇〇番地〇の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。あっせんの農地は 4 筆ありまして、野神 1110 番 1、1122 番 1、1127 番 1、1127 番 2 です。全て畑で合計 8,222 m²です。あっせん成立日は 7 月 31 日であっせん委員は永屋委員と私立迫です。価格は総額 307 万 7 千円でした。報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、立山委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	立山	<p>7 月の総会であっせん依頼がありました〇〇さんの分ですが、永田委員と 2 人で認定農業者を中心に回っております。継続して活動いたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、私の関係分について、報告いたします。</p> <p>8 月 7 日、県農業会議臨時総会がウエルビューかごしまで開催されました。</p> <p>同日、定例常設審議委員会も開催され、県内の転用案件が審議されました。</p> <p>次に、日程第 4、議案第 67 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>今回は、6 件の申請でございます。</p> <p>まず、6 ページ、番号 65 番を審議いたします。</p> <p>吉野委員説明をお願いいたします。</p>

委員	吉野	<p>会長より依頼のありました、番号 65 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町志布志〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 37 歳です。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、大原の港湾道路沿いのクロネコヤマト付近から西側の方へ 500 メートル行った所になります。</p> <p>本人宅からは、約 5 分のところにございます。</p> <p>〇〇さんは、新規就農者で申請地にはキャベツ、そば、甘藷を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、軽トラ、動噴等を保有されています。以前より農業をしたいと話しておられ相談を受けていたところでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつまましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めまます。</p> <p>次に、番号 66 番を審議いたします。</p> <p>神宮司委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	神宮司	<p>会長より依頼のありました、番号 66 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 38 歳です。</p> <p>申請地は議案書 6 ページに記載されているとおりです。申請地の場所は、志布志町安楽にあります大迫橋手前から本庁へ向かう県道 523 号志布志有明線を 1.2 キロ程西へ進み、そこから 400 メートル進んだ所にあるエース総合運輸株式会社から西に 50 メートル程の所にあります。</p>

		<p>本人宅からは、車で約3分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者でありご両親と3人で酪農を営まれて乳牛75頭を飼育されております。申請地には牛の餌となる飼料を作付けする予定とのことです。</p> <p>農機具は、大型トラクター4台、ハーベスター1台、4トンダンプ1台、軽トラック1台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めませぬ。</p> <p>次に、7ページ、番号67番を審議いたします。</p> <p>山迫委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	山迫	<p>会長より依頼のありませぬ、番号67を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町田之浦〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市志布志町田之浦〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されていませぬとおりにです。申請地の場所は、市役所志布志支所より国道202号線を串間方向に2キロ進み、外岩戸石油前を左折して、県道65号南之郷志布志線を4.9キロ進み、樽野入口を左折して旧新村商店前を過ぎた所に〇〇さん宅がございませぬ。その隣になります。</p> <p>〇〇さんは、認定農家であり妻と2人でピーマンや水稻を主に作付けしとており、申請地には甘藷を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター1台、管理機1台、動墳1台、普通トラック1台、田植機1台を保有してございませぬ。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われませぬ。また周囲の状況からも支障はないと思われませぬ。ご審議方よろしくお願ひします。</p>

議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 68 番を審議いたします。 立山委員説明をお願いいたします。
委員	立山	会長より依頼のありました、番号 68 を報告いたします。 譲渡人は、京都府京都市南区久世高田町〇〇番地の〇〇にお住まいの〇〇さん 68 歳で、譲受人は、志布志市有明町山重〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 59 歳です。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、有明町宇都中学校前の農道を中沖方面へ 500 メートル行き、交差点を左折し、300 メートル行った左側農道沿いの田になります。 本人宅からは、約 8 キロのところがありました。 〇〇さんは、兼業農家であり夫婦で水稻、甘藷、野菜を栽培されております。申請地には水稻を作付けする予定とのことでした。 農機具は、トラクター 1 台、管理機 1 台、耕運機 1 台、軽トラック 1 台保有されておりました。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。 ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 69 番を審議いたします。

<p>委員 吉國</p>	<p>吉國委員説明をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました、番号 69 について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、岐阜県中津川市福岡〇〇番地〇 〇〇号室にお住まいの〇〇さんでございます。譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、〇〇さん宅の自宅の上でございます。</p> <p>本人宅からは、1分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、家族5人で農業をされており、水稻、いちご、野菜を栽培しており、申請地には野菜を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター、田植機、バインダーを保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めまます。</p> <p>次に、8ページ、番号 70 番を審議いたします。</p>
<p>委員 宮脇勇</p>	<p>宮脇勇委員説明をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました、番号 70 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、千葉県佐倉市上志津〇〇番地〇 〇〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町原田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、市役所本庁から県道志布志有明線を野神方面へ進むとそおかい道と交わる信号機があります。そこを左折して大崎町方面へ約 500 メートル進んだところにあります。</p> <p>本人宅からは、500 メートルところまです。</p>

		<p>〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦と息子、従業員2人でお茶を栽培している専業農家であります。申請地は茶園となっております。</p> <p>農機具は、適裁機・防除機10台、ダンプ3台、軽トラック5台等を保有しておられました。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めませぬ。</p> <p>よって日程第4、議案第67号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしませぬ。</p> <p>次に、日程第5、議案第68号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたしませぬ。</p> <p>最初に、10ページ、番号47番を審議いたしませぬ。</p> <p>現地を調査された坂中委員の報告をお願ひいたしませぬ。</p> <p>議案第68号、番号47についてご報告いたしませぬ。</p> <p>調査日は8月6日です。調査委員は隈元委員、谷宮委員と私です。</p> <p>別紙総会資料は5ページから7ページになります。</p> <p>譲渡人は、大阪府岸和田市下池田町〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町田之浦〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、志布志中央クリニックがある市道町原線から市道牧町原線にのり350メートル程南南東へ進み道路の東側にあります。</p> <p>転用目的は貸家です。2棟を建築するものです。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は宅地、南側は公衆用道路、西側は公衆用道路です。排水につきましては、道路側溝を利用するとのこと</p>
委員	坂中	

		<p>でした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号48番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された坂中委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	坂中	<p>議案第68号、番号48についてご報告いたします。</p> <p>調査日は8月6日です。調査委員は隈元委員、谷宮委員と私です。</p> <p>別紙總會資料は8ページから10ページになります。</p> <p>譲渡人は、大阪府岸和田市下池田町〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、志布志中央クリニックがある市道町原線から市道牧町原線にのり600メートル程南南東に進んだところの南側にあります。</p> <p>転用目的は作業場、通路、駐車場です。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側は公衆用道路、南側は宅地、西側は公衆用道路です。排水につきましては、道路側溝を利用するとのことでした。</p> <p>市道としまして、のこくずの飛散、騒音対策をするよう指導いたしました。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意</p>

		見の一致をみました。
		ご審議方、よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 49 番を審議いたします。
		現地を調査された隈元委員の報告をお願いいたします。
委員	隈元	議案第 68 号、番号 49 についてご報告いたします。
		調査日は 8 月 6 日、調査委員は坂中委員、谷宮委員と私です。
		別紙総会資料は 11 ページから 13 ページになります。
		譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。
		譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇 〇〇棟にお住まいの〇〇さんです。親子になります。立会人は、代理人の〇〇さんでした。
		申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。
		場所は、市道町原弓場ケ尾線を港方面からホームマン方向へ向かいアマミズ葬祭を過ぎた所にあるグリーンロード志布志線と交わる交差点を西に 100 メートル進み北へ 350 メートル行ったところです。
		転用目的は一般住宅です。
		周囲の状況は、北側は畑、東側は公衆用道路、南側は公衆用道路、西側は畑です。排水につきましては、側溝を利用するとのことで問題ありませんが畑の排水対策は留意するよう指導いたしました。
		申請地は土地改良事業施行地であり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま
		す。
		以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。
		ご審議方、よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ

会場 議長	委員 山下	<p>いませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、11 ページ、番号 50 番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された隈元委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	隈元	<p>議案第 68 号、番号 50 についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 8 月 6 日、調査委員は坂中委員、谷宮委員と私です。</p> <p>別紙総会資料は 14 ページから 16 ページになります。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地の〇〇です。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、志布志から八野潤ヶ野方向へ進みたちばな保育園の北側に位置します。</p> <p>転用目的は一般住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は畑、南側は宅地、西側は公衆用道路です。排水につきましては、道路側溝を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>

会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 51 番を審議いたします。 現地を調査された宮脇茂樹委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇茂樹	議案第 68 号、番号 51 についてご報告いたします。 別紙総会資料は 17 ページから 19 ページになります。 調査日は 8 月 6 日、調査委員は道山委員と私、事務局から 2 人同行されました。 譲渡人は、志布志市有明町山重〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、志布志市有明町山重〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、山重小学校前の国道 269 号線を大隅方面へ 500 メートル程行った所の左側にあります。 転用目的は貸事務所、貸駐車場です。 周囲の状況は、北側は畑、東側は宅地、南側は山林、西側は原野です。 排水は、合併浄化槽を設置し側溝に流すとのことでした。 申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第 2 種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方、よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 52 番を審議いたします。 番号 52 番は、平成 30 年 2 月総会の議案第 12 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての番号 4 番で審議されましたところの 5 条申

		<p>請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、12 ページ、番号 53 番を審議いたします。</p> <p>番号 53 番は、平成 30 年 2 月総会の議案第 12 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての番号 5 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 54 番を審議いたします。</p> <p>番号 54 番は、平成 30 年 3 月総会の議案第 20 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての番号 12 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 55 番を審議いたします。</p> <p>番号 55 番は、平成 30 年 5 月総会の議案第 42 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての番号 18 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>

会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって、日程第 5、議案第 68 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第 6、議案第 69 号、非農地証明願の承認についてを議題といたします。
委員	谷宮	まず、14 ページ、番号 29 番を審議いたします。 現地を調査された、谷宮委員の説明をお願いいたします。 議案第 69 号、番号 29 について報告いたします。 調査日は 8 月 6 日です。調査委員は坂中委員、隈元委員と私でした。事務局から 2 人の同行でした。 別紙説明資料は 20 ページから 22 ページです。 申請人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、国道 220 号線沿いにありますファミリーマート安楽店から北へ市道町原弓場ケ尾線方向に向かいます。途中のアマミズ葬祭を過ぎてからグリーンロードと交わる交差点を 100 メートル程進み、そこから西に 100 メートル程進んだ所でした。 昭和 50 年に相続して以降今日に至るまで 40 年以上耕作しておらず、雑木や竹が生い茂った状況でした。 周囲の状況ですが、北側は畑ですが東側は山林、南側は山林、西側は山林で、全体がくぼ地で、道路も草木が生い茂った状態でした。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみたところでございます。ご審議方よろしくお願いたします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)

議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 30 番を審議いたします。 番号 30 番は、井久保委員に関係がございますので農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、井久保委員には、ここで退席をお願いいたします。
		(井久保委員 退席)
議長	山下	それでは、現地を調査された、谷宮委員の説明をお願いいたします。
委員	谷宮	同じく議案第 69 号、番号 30 について報告いたします。 調査日は 8 月 6 日でした。調査委員は坂中委員、隈元委員と私です。事務局から 2 人同行でした。 別紙説明資料は 23 ページから 25 ページです。 申請人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 立会人は〇〇さん本人でした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、田之浦郵便局から県道塗木大隅線を松山町尾野見方向へ 600 メートル程進み、市道井久保大越線にはいります。そして南へ 500 メートル程進んで、そこから狭い農道を 200 メートル程河川敷方向へ下った所でした。 状況は、用水路が荒廃し、水利を得ることができず、また、進入路が狭小で傾斜も急であるため、20 年以上耕作しておらず、山林化したものでございました。とても農地に復元できる状況にありませんでした。 周囲の状況は、北側は山林、東側は河川、南側は山林、西側は山林です。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農

<p>会場 委員 議長 山下</p>	<p>地と証明することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>ここで井久保委員の入室を許可します。</p> <p>(井久保委員 入室)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>よって日程第6、議案第69号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7、議案第70号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>主任主査 中尾</p>	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第70号 非農地証明願に伴う、調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、16ページでございます。</p> <p>非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として交付するものです。</p> <p>始に、番号29の願出人は、松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>土地は、松山町新橋字廣段5509番1 畑1,560平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、志布志市役所松山支所から、県道110号塗木・大隅線を泰野方向へ約1.3km進んだところを左折し、市道125号栗須田・中山線に入り約1.2km進んだところを左折し、更に農道を約600m進んだところの南側の土地でございます。現在、山林化しております。</p> <p>続いて、番号30の願出人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>土地は、有明町野井倉字中次4477番4 畑958平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、志布志市立有明中学校から市道642号吉村・中次線を南へ約700m進んだところにある金子デイリーファームの畜舎に隣接した土地でございます。現在、宅地化しております。</p> <p>最後に、番号31の願出人は、有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>土地は、有明町蓬原字大園746番2畑480平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、志布志市立蓬原小学校から県道513号宮ヶ原・大崎線を、南へ</p>

		<p>約300m進んだところを左折し、農道を約200m進んだところの東側の土地でございます。現在、宅地化しております。</p> <p>現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号29を矢野委員、宮脇勇委員、橋口委員、番号30から31を神宮司委員、上野委員、坪山委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第7、議案第70号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第8、議案第71号、農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。</p> <p>最初に、所有権の移転について事務局で説明いたします。</p>
次長兼係長	高迫	<p>はい議長。</p> <p>それでは、議案第71号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分についてご説明いたします。</p> <p>議案書は、18ページから19ページとなっております。</p> <p>最初に18ページの総括表についてご説明致します。</p> <p>公告日は平成30年8月31日で、田が2,111㎡、畑が4,638㎡です。所有権を移転する者2人、所有権の移転を受ける者2人であり、売買によるものです。</p> <p>次に、19ページの所有権移転の計画について、ご説明いたします。</p> <p>19ページの番号32の所有権を移転する者は、鹿屋市笠之原町〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、志布志町安楽の〇〇さんで、水稻の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、2筆で2,111㎡の田で、土地代金は90万円です。移転時期等につきましては、平成30年9月11日を予定しております。</p>

<p>議長 山下</p>	<p>次に番号33の所有権を移転する者は、曾於市末吉町南之郷〇〇番〇にお住まいの〇〇さんで、移転を受ける者は、松山町尾野見の〇〇さんでお茶の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、2筆で4,638㎡の畑で、土地代金は24万4千円です。移転時期等につきましては、平成30年9月11日を予定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定、及び、利用権の転貸について事務局で説明いたします。</p>
<p>主幹兼係長 新村</p>	<p>議案第71号、農用地利用集積計画決定の、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、20ページから52ページとなっております。</p> <p>まずは、議案書20ページの利用権設定の総括表を説明いたします。</p> <p>公告日は平成30年8月31日で、始期は平成30年9月1日となります。</p> <p>なお、中間管理機構が関与する分は10月1日となります。</p> <p>設定期間が、2年から50年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が11万9,205㎡、畑が8万5,584㎡で、樹園地が5万2,155㎡で、合計しますと25万6,944㎡となり、うち更新分は10万3,482㎡となっております。</p> <p>利用権の設定をする者の数が58名で、利用権の設定を受けようとする者の数が26名であります。</p> <p>利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より32名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、21ページから48ページの明細表をご確認ください。</p>

		<p>次に、利用権の転貸について、議案書49ページの総括表でご説明申し上げます。公告日は平成30年8月31日で、始期が平成30年9月1日であります。</p> <p>設定期間は1年8か月から10年です。</p> <p>地目別の内訳は、田が5,775㎡、畑が1万537㎡で、合計しますと1万6,312㎡となっております。</p> <p>利用権の転貸をする者は公益財団法人志布志市農業公社の1名、利用権の転貸を受けようとする者は7名であります。</p> <p>詳細につきましては、50ページから52ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第71号、農用地利用集積計画決定の、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。</p> <p>ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。</p> <p>最初に21ページ、番号1番を審議いたします。</p> <p>番号1番は、長岡委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、長岡委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p>(長岡委員 退席)</p>
議長	山下	<p>それでは、21ページ、番号1番につきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。ここで長岡委員の入室を許可します。</p> <p>(長岡委員 入室)</p>
議長	山下	<p>次に、21ページ、番号2番から、48ページ、番号66番までと、20ページの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること</p>

会場 議長	委員 山下	<p>にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。</p> <p>50 ページ、番号1 番から、52 ページ、番号7 番までと、49 ページの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第8、議案第71号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。</p>
次長兼係長	高迫	<p>次に、日程第9、議案第72号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局で説明いたします。</p> <p>はい議長。</p> <p>それでは、議案第72号の農業経営基盤 強化促進法に基づく あっせん委員の指名について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は54ページとなっています。</p> <p>番号24番の申出者〇〇さんは、有明町伊崎田〇〇番〇にお住いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、有明町野井倉字井手上3106番4 田4,736㎡の1筆です。</p> <p>土地の場所ですが、市役所本所から県道志布志有明線の523号線を蓬原方向へ800m進み、右手にあるロードミラー側へ右折して、600m進んだ左手に、防霜ファン施設の茶園があります。ここが、あっせんの田になります。田は、現在、お茶が耕作されています。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、坂中委員と上野委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方 よろしく お願いいたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ござい</p>

会場	委員	ませんか。
議長	山下	<p data-bbox="587 152 683 188">(なし)</p> <p data-bbox="411 219 1481 322">ご意見もないようございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p data-bbox="443 421 746 456">異議なしと認めます。</p> <p data-bbox="411 488 1481 582">よって、日程第9、議案第72号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あつせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p data-bbox="443 613 1232 649">指名された委員の方々は、よろしく願いいたします。</p> <p data-bbox="443 680 976 716">以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p data-bbox="443 748 1008 784">これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p data-bbox="443 815 683 851">ご苦労様でした。</p>